

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

---

近年、我が国で依然として少子化が続いており、経済状況や企業経営を取り巻く環境も厳しい中、女性の就業率の高まりに伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような中で、若い世代が素敵な出会いに希望を持ち、出産・子育てに不安なく、希望を持つことができるよう、引き続き社会全体で支え合う子育て支援を推進していく必要があります。

国の動きとしては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられていました。

さらに平成29年12月、令和2年度末までに全国の待機児童を解消し、女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する「子育て安心プラン」が前倒しで実施されることが決まりました。

また、平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童解消に向け、令和3年度末までに全国で約25万人分の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備が求められています。

児童虐待に関することとしては、児童福祉法の改正を受けて、社会的養育支援の見直しや、体罰によらない子育てに関する理解の普及や早期予防・早期発見、虐待発生時の迅速な対応等の児童虐待防止対策の充実が求められています。

このほか、近年の国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することがより一層必要となっていきます。

令和元年5月には、子ども・子育て支援法が改正され、同年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まり、利用給付の円滑な提供体制の確保を図るとともに、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）も改正されました。

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする『はびきのこども夢プラン』（以下、「本計画」という。）は、これからの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画であり、「子どもの最善の利益」を最優先にしつつ、前回計画の進捗状況等を踏まえ、今後5年間を見据えた子ども・子育てに関する施策の充実や子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合う環境づくりを総合的に推進するため策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

---

### (1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、法定計画として策定するものであり、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画として策定するものです。また、子ども・子育て支援法に規定されていない本市の子育て支援に必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「羽曳野市次世代育成支援行動計画」「羽曳野市母子保健計画」、さらに「羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画」についても一体的に策定します。

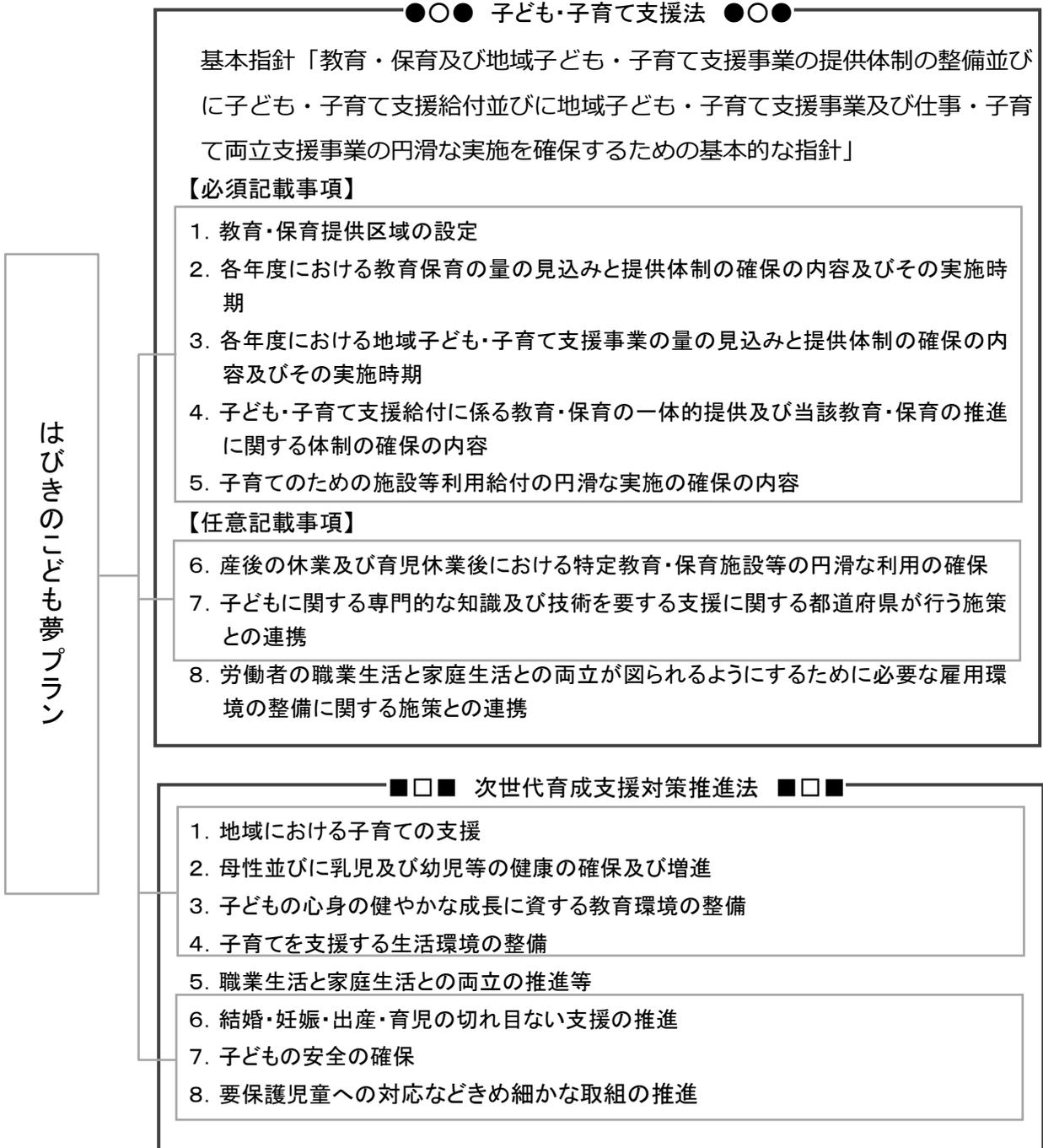
#### 【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

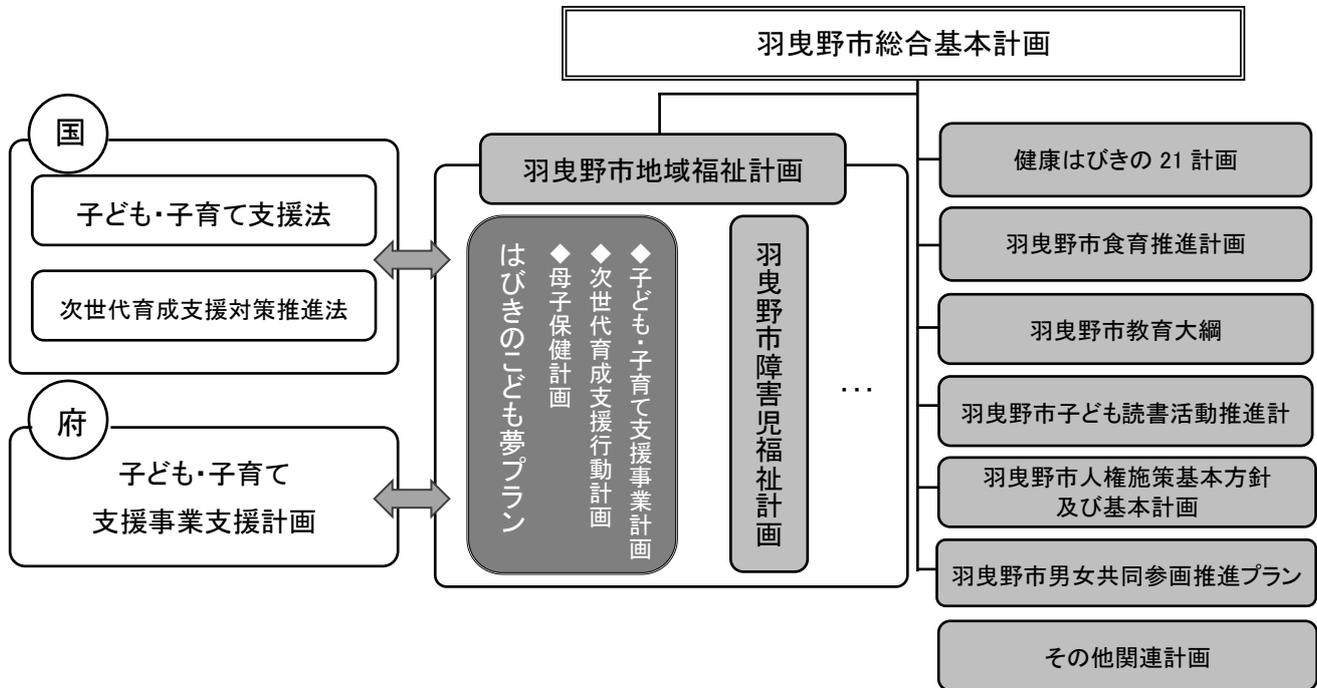
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

(2)本計画に記載する主な内容



### (3) 関連計画との関係

本計画は、関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業について整合性を保ちながら、子ども・子育て支援に関する施策を総合的・一体的に推進していきます。



### 3. 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、学校園、市民活動団体、事業者等も対象とします。

#### 【子ども・子育て支援法(第六条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。

平成 27 年度	...	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
前回計画期間			本計画期間					次期計画期間	

## 5. 計画の策定体制

### (1) 羽曳野市子ども夢プラン推進委員会(子ども子育て会議)

学識経験者、保健・福祉・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた市民の代表者により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

### (2) 羽曳野市子ども・子育て支援に関する調査

#### ○羽曳野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(市民アンケート調査)

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「羽曳野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ○団体ヒアリング調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かく意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体や利用者等へのヒアリング調査を実施しました。

#### ○パブリックコメント

令和元年12月2日(月)から令和元年12月27日(金)にかけて、本計画素案の段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く意見を求めました。

